

死亡届に関連するおもな手続

	手続	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
亡くなられた方があてはまるものについてご確認ください					
◎亡くなられた方の受給資格・給付サービスに関すること					
保険年金	A. 国民健康保険に加入していた	保険証の返却	国民健康保険証		
	B. 75歳以上の方 または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入していた	保険証の返却	後期高齢者医療保険証		
	→葬祭等を行った	葬祭費の申請	葬祭を行った方(喪主)の普通預金通帳		保険年金課 市役所1階12番窓口
	A・B 共通	→相続人代表者の指定	申立(誓約)書の届出	相続人代表者の普通預金通帳	
	→各種認定証を持っていた	各種認定証の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証		
	C. 上記以外の健康保険に加入していた	葬祭費(埋葬料)等のお手続については、お亡くなりになった方が生前加入していた健康保険の担当者にお問い合わせください			健康保険の加入先
	年金を受給または加入していた				保険年金課 市役所1階12番窓口 または日本年金機構 米沢年金事務所 0238-22-4220
	→国民年金	未支給年金・遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求または死亡届	年金証書、年金請求者の預金通帳など ※まずは保険年金課(市役所1階12番)窓口でご相談ください		日本年金機構 米沢年金事務所 0238-22-4220
	→厚生年金	年金事務所での手続があります			
	→共済年金	共済組合での手続がある場合がありますので、加入していた共済組合にお問い合わせください			加入していた共済組合
→農業者年金	農協または農業委員会事務局でご相談ください			農協または農業委員会事務局	
高齢	介護保険証を持っていた(65歳以上または要介護認定を受けていた方)	保険証の返却	介護保険証		
	高額介護サービス費・福祉用具購入費・住宅改修費等で未支給のものがある	介護保険給付費(償還払い)に関する申出・誓約書の提出	相続人の方名義の普通預金通帳		高齢福祉課 市役所1階16番窓口
	紙おむつ給付券、はり・きゅう・マッサージ助成券を持っていた	各種給付券、助成券の返却	・紙おむつ給付券 ・はり・きゅう・マッサージ助成券		
障がい	障がいの手帳を持っていた	各種手帳の返却と死亡の届出	・身体障害者手帳・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・窓口にきた方の認印		
	重度心身障がい者の医療費受給資格を持っていた	受給者資格の喪失届	重度心身障害者医療受給者証		
	自立支援医療受給者証をお持ちの方	自立支援医療受給者証の返還	自立支援医療受給者証		社会福祉課 市役所1階15番窓口
	各種手当(特別障害者手当、障害児福祉手当、重度心身障がい児養育手当)を受給していた方	資格喪失届	受付窓口でご相談ください		
	心身障がい者扶養共済加入者	年金請求	受付窓口でご相談ください		
	特別児童扶養手当を受給していた方		受付窓口でご相談ください		
	福祉タクシー券、紙おむつ給付券を持っていた	福祉タクシー券、紙おむつ給付券の返却	福祉タクシー券、紙おむつ給付券		
子ども	児童手当・児童扶養手当の受給者または対象児童		受付窓口でご相談ください		
	保育所等に入所しているお子さんがいる世帯	教育・保育給付認定変更申請書兼届出事項変更届	届出人の本人確認書類		子育て支援課 市役所1階14番窓口
	保育所等に入所していた	保育所等の退所届	届出人の本人確認書類		

◎亡くなられた方の資産や税・料金に関すること

承継手続	保険料等の「承継手続」が発生する場合				
	→国民健康保険税を納めていた世帯	相続人代表者指定届の提出(相続人を代表して保険料等の納付や還付に関する通知を受領する方)	相続人の身分証明書 ※代理人が手続する場合、委任状が必要です		税務課 市役所2階2番窓口
	→75歳以上、または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入していた				
	→65歳以上の場合				

税・料金

米沢市に土地・家屋などの固定資産を所有していた	相続人代表者指定届の提出(相続人を代表して固定資産税の納税通知の受領、納税をする方)	固定資産現所有者申告書の提出(相続登記がなされるまでの間、当該固定資産(土地・家屋)を現に所有し、納税義務者となる方)	相続人代表者の口座番号がわかるもの(口座振替を希望する場合) ※代理人が手続する場合、委任状が必要です		税務課 市役所2階2番窓口
	→固定資産を共有していた	共有代表者の変更届(亡くなられた方が代表の場合)	受付窓口でご相談ください		
	→土地・家屋を相続する	未登記家屋・・・未登記家屋名義変更申請			
	→農地を相続する	相続登記・・・山形地方法務局米沢支局にご相談ください			山形地方法務局米沢支局 0238-22-2148
	市民税・県民税・森林環境税を納めていた	相続人代表者指定届の提出(相続人を代表して市民税・県民税・森林環境税の納税通知の受領、納税をする方)	届出者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)		税務課 市役所2階2番窓口
原付バイク・小型特殊車両を所有していた	廃車申告または所有者変更申告(軽自動車税) ※変更の場合、旧所有者のナンバーを廃車し新所有者に新しいナンバーを交付します	・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・届出人の本人確認書類		市民課 市役所1階5番窓口	
軽自動車を所有していた	山形県軽自動車協会でご相談ください			山形県軽自動車協会 023-686-3600	
オートバイ(250cc以下)または自動二輪(250cc超)を所有していた	山形運輸支局でご相談ください			山形運輸支局 023-686-4711	

税・料などの口座振替に亡くなられた方名義の口座を登録していた	口座振替の廃止・変更	・廃止の場合⇒振替口座の通帳及び金融機関届出印 ・変更の場合⇒変更先の口座の通帳及び金融機関届出印、振替希望税目等の納税通知書や納付書	納税課 市役所2階1番窓口 または 金融機関窓口
米沢市に納める税金・保険料などに未納がある場合	納付相談		納税課 市役所2階1番窓口
→財産や負債を放棄する場合	家庭裁判所でご相談ください		山形家庭裁判所米沢支部 0238-22-2165
上下水道の使用をやめる場合	使用中止の異動届 ※電話またはメールでの手続き可 (詳しくはホームページをご覧ください)		上下水道部庁舎1階 水道センター・料金窓口 0238-22-4511
→上下水道の使用者名義を変更する場合	使用者変更の異動届 ※メールでの手続き可 (詳しくはホームページをご覧ください)	所有者名義を変更する場合 ・本人確認書類 ※郵送または来庁での手続き	
下水道事業受益者負担金を納付中であった	受益者の変更手続 ※郵送での手続き可	新受益者の本人確認書類	上下水道部庁舎2階 業務課企画担当 0238-22-4511
浄化槽を使用していた	使用休止、使用廃止または管理者変更の手続		上下水道部庁舎2階 下水道課工事担当 0238-22-4511

その他

市営住宅を故人の名義で借りていた	名義人死亡、退去または入居承継手続(名義変更)	受付窓口でご相談ください	市営住宅指定管理公益サービス共同企業体 0238-40-8700
故人は市営住宅に同居していた	同居者異動届出	死亡を証する書面	生活安全課 市役所1階13番窓口
故人が犬を飼っていた	犬の登録事項変更手続		
道路または法定外公共物の許可を受けていた	廃止または権利承継の届出	道路占用許可書または法定外公共物占用許可書	土木課 市役所2階9番窓口
亡くなられた方が森林の土地を所有している場合	森林の土地の所有者届出 ※手続が不要の場所も有りますので詳細は事前にお問い合わせください ※相続手続を済ませた後から届出てください ※相続日より90日以内	・相続を証明する書類 登記完了証(電子申請) (相続登記後法務局で発行) その他相続を証明する書類 (遺産分割協議書等)のいずれか ・位置図 ※位置が判らない場合は不要	森林農村整備課 市役所2階7番窓口
故人が地下水採取設備を持っていた	動力を用いて地下水を採取するための設備があり、揚水機の吐出口断面(吐出口が複数あるときは断面積の合計とする)が6cm ² を超えていた場合、地位の継承または廃止の手続		環境課 市役所3階2番窓口



992-8501

米沢市金池五丁目2番25号 米沢市役所
☎0238-22-5111

開庁(受付)時間 8時30分~17:00

(土日・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

米沢市ホームページ <http://www.city.yonezawa.yamagata.jp/>

心よりお悔やみ申し上げます

【宛名 CD (職員記載欄)】			
【故人氏名】			様
【生年月日】	T・S・H	年 月 日	
【死亡日】	R	年 月 日	
ふりがな			
【来庁者氏名】			様 【続柄】
【備考】			

手続チェックシート
おくやみ

忘れずにお持ちください

死亡届

死亡の事実を知った日から**7日以内**に届出してください



火葬許可証をお渡しします

・火葬許可証は、火葬場に必ずお持ちください。
・火葬許可証は、火葬後ご遺族に返却されます。
納骨するときに必要な書類ですので、大切に保管してください。

- 死亡届の届出人は、
1. 親族(6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族)
2. 同居者
3. 家主、地主、家屋・土地の管理人または後見人等 となっています。
- 窓口に来られる方は、町内会の役員など使用者でも構いません。
- 届出に必要なもの
・死亡届と死亡診断書
(届書は、病院に備え付けてあります。死亡届の右半分が死亡診断書になっています。)
・火葬場使用料

※亡くなられた方の死亡時の住所によります。詳しくはお問い合わせください。



関連する手続は内側にあります

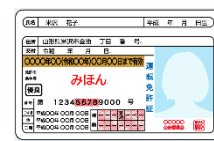
必要な書類がそろわない手続は、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

本人確認書類

市役所で手続の際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

**1点で
本人確認
できるもの**

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証>



運転免許証

マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

**確認に
2点が
必要なもの**

- ・健康保険証
- ・年金手帳[※]
- ・介護保険証
- ・社員証、学生証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続するときは

1. 手続ができるかどうか、手続の対象となる方との関係等により確認させていただきます。
2. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。